

○岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

平成19年3月28日
広域連合条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この条例で定める職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 給料は、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当並びに別に条例で定めるこれらの手当以外の給与を除いたものとする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に条例で定めるところにより、その給料額を調整する。ただし、特別の定めがある場合は、この限りでない。

(給料表)

第4条 給料表は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第31条及び第32条に規定する職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、広域連合長が別に定める。

4 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給基準に従い決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第5条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定めるところにより決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
- 3 55歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 前各項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

(給料の訂正)

第6条 職員の給料の決定に誤りがあった場合におけるその訂正については、広域連合長の定めるところによらなければならない。

(給料の支給)

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、各給与期間の給料の支給日は、毎月15日とする。ただし、臨時に、特に必要がある場合には、広域連合長の承認を得て、月の期間の間において給与期間を短縮し、又は給料の支給日を変更することができる。

- 2 前項に規定する給料の支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日のいずれにも当たらない日を給料の支給日とする。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等によって給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定による給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第9条 給料は、職員の申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 精神又は身体に重度の障害がある者で規則で定めるもの
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）はそれぞれ6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、規則で定める。
- 第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった

場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第12条 地域手当は、すべての職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額7,500円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から7,500円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を15,500円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、

自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第１号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１か月当たりの運賃等相当額」という。）が５５，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１か月当たりの運賃等相当額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第２号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる通勤距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表の右欄に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

通勤距離	支給額
２キロメートル未満	３，８００円
２キロメートル以上６キロメートル未満	５，１００円
６キロメートル以上１０キロメートル未満	７，２００円
１０キロメートル以上１５キロメートル未満	９，１００円
１５キロメートル以上２０キロメートル未満	１１，５００円
２０キロメートル以上２５キロメートル未満	１３，８００円
２５キロメートル以上３０キロメートル未満	１６，１００円
３０キロメートル以上３５キロメートル未満	１８，１００円
３５キロメートル以上４０キロメートル未満	２０，５００円
４０キロメートル以上４５キロメートル未満	２２，８００円
４５キロメートル以上５０キロメートル未満	２３，７００円
５０キロメートル以上５５キロメートル未満	２４，６００円
５５キロメートル以上６０キロメートル未満	２５，５００円
６０キロメートル以上	２６，４００円

- (3) 前項第３号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前２号に定める額（１か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と５５，０００円との差額の２分の１を５５，０００円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動等に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

（単身赴任手当）

第15条 公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員及び別に定める職員で、規則で定めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（規則で定める職員にあっては、その額に、規則で定める額を加算した額）とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（給与の減額）

第16条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第10条に規定す

る祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又は勤務時間条例第11条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき広域連合長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第17条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項から第4項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、規則

で定める割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第11条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合(当該時間が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間である場合にあっては、前項に規定する規則で定める割合から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合) を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

- 第18条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定により毎日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日) 及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職手当)

- 第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職にある者に対して支給する。
- 2 前項の規定により支給する管理職手当の額は、月額により支給するものとし、その額は、管理職手当を支給される者の給料の月額の100分の25を超えない範囲内で規則で定める額とする。ただし、勤務日数がその月の勤務を要する日数の半数未満のときは半額とし、半数以上のときは全額を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

- 第20条 前条第1項に規定する規則で定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額) とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第21条 第17条及び第18条の規定は、第19条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条まで及び附則第2項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第24条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第2項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

4 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（規則で定める職員を除く。）で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第24条 各任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 各任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、各任命権者又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 各任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分について必要な事項は、規則で定める。
(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第2項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

4 第22条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第25条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 第2項に規定するもののほか、勤勉手当の支給について必要な事項は、規則で定める。
(給料以外の給与の支給)

第26条 この条例に定める給料以外の給与の支給については、条例又は広域連合長が定めるもののほか、第7条から第9条までの規定を準用する。

(端数計算)

第27条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第17条及び第18条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 育児短時間勤務職員等の給料月額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第28条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(休職者の給与)

第29条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第21号。以下「分限条例」という。）第2条に定める事由に該当して休職にされたとき（次項の場合を除く。）は、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 職員が分限条例第2条に掲げる事由に該当して休職にされた場合において、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害であると認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第4項又は前項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第22条第1項及び第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第22条第1項及び第25条第1項の規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第29条第6項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項及び第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第22条第1項及び第25条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(苦情の審査)

第30条 この条例に基づく他の条例又は広域連合長の定めるところにより決定された給

与について苦情のある職員は、広域連合長の定める手続によって広域連合長又はその委任を受けた機関に対し苦情について適当な措置を要求することができる。

2 前項の規定による要求を受けた広域連合長又はその委任を受けた機関は、速やかに審査し、適当な措置を採らなければならない。

3 前2項の規定は、法第46条から第51条までの規定によるものではない。

(臨時的任用職員等の給与)

第31条 臨時的任用職員等でこの条例の規定を適用することが著しく困難な職にある者の給与の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内で別に広域連合長が定める。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(55歳を超える職員の特例措置)

2 当分の間、職員(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第4項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る

同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第25条第4項において準用する第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

- (5) 第29条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第29条第1項 前各号に定める額

イ 第29条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第29条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第29条第4項又は第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第29条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第28条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じたものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 5 附則第2項の規定が適用される間、第25条第2項に定める額は、同項の規定にかか

わらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成20年2月15日広域連合条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日広域連合条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日広域連合条例第8号）

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年8月1日広域連合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月30日広域連合条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月21日広域連合条例第2号）

（施行期日）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月19日広域連合条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中給与条例第23条第3号及び第4号並びに第24条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びに前項ただし書の規定によるこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の給与条例第24条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則（令和8年2月19日広域連合条例第1号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000

32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900	
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500	
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200	
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900	
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400	
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100	
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800	

72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	239,700	295,700	344,500	385,700		
87	240,400	296,100	345,000	386,300		
88	241,100	296,500	345,500	386,900		
89	241,900	296,800	345,900	387,600		
90	242,400	297,200	346,400	388,200		
91	242,900	297,600	346,900	388,800		
92	243,400	298,000	347,400	389,400		
93	243,700	298,200	347,700	390,100		
94		298,600	348,200			
95		299,000	348,700			
96		299,400	349,200			
97		299,600	349,500			
98		300,000	350,000			
99		300,400	350,500			
100		300,800	351,000			
101		301,000	351,300			
102		301,400	351,700			
103		301,800	352,100			
104		302,200	352,500			
105		302,400	353,000			
106		302,800	353,400			
107		303,200	353,800			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200	355,100			
111		304,600	355,500			

112		305,000	355,900				
113		305,200	356,400				
114		305,600					
115		306,000					
116		306,400					
117		306,600					
118		306,900					
119		307,200					
120		307,500					
121		307,900					
122		308,200					
123		308,500					
124		308,800					
125		309,200					